

特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会  
会員規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 日本ファイナンシャル・プランナーズ協会（以下、協会という）定款第3章に規定する会員について必要な事項を定める。

(会員の権利)

第2条 会員は、次の情報等を受けることができる。

- (1) ファイナンシャル・プランニングに関する調査・研究等の報告書
- (2) 会員ホームページ及びデータベース等
- (3) 協会が発行する会報等
- (4) 協会が主催するセミナー等各種行事への参加
- (5) その他関連資料

(会員の義務)

第3条 会員は、定款第8条の規定による本規程第4条の入会金並びに会費等を納入しなければならない。

- 2 会員は、この規程のほか、法令、定款、会員倫理規程及び理事会の定めるその他の規程・細則等を順守しなければならない。
- 3 会員は、住所等登録内容に変更が生じた場合は、すみやかに協会へ届け出なければならない。なお、本項に基づく届出の遅滞、不備又は懈怠による会員の損害について、協会は責任を負わないものとする。
- 4 前項に違反した場合、又は、会員の責に帰すべき事由により協会において会員の所在が不明になった場合は、協会は会員に通知することなく、会員に対する協会が発行する会報等その他会員向けに発行される資料・物品等（以下「会員向け資料等」という。）の発行を停止することができるものとし、また、その後にかかる事由が解消された場合であっても、当該会員は協会に対して、協会が特に認めた場合を除き、当該停止期間中に発行された会員向け資料等の発行を要求することはできないものとする。
- 5 会員が、この規程のほか、法令、定款、会員倫理規程及びその他の規程・細則等に違反した場合には、協会は当該会員に対し、別途定める懲戒規程に基づく処分とは別に指導を行うことができるものとする。

(入会金と会費等)

第4条 会員は、その種別に従い、次の入会金及び会費等を納入しなければならない。

- |            |            |     |         |       |
|------------|------------|-----|---------|-------|
| (1) 一般会員   | 入会金        | 1万円 | 年会費     | 1万2千円 |
| (2) 資格認定会員 | 入会金        | 1万円 | 年会費     | 1万2千円 |
|            | C F P新規登録料 | 5千円 | C F P会費 | 8千円   |
| (3) 法人賛助会員 | 入会金        | なし  | 年会費     | 20万円  |

2 一般会員及び資格認定会員が、前項第1号及び2号の規定にかかわらず、次のいずれかを証する書面を協会に提出した場合は、入会金を免除し、年会費を半額とする。

- (1) 学校教育法の規定による中学校、高等学校、中等教育学校、大学（大学院、専門

職大学院、短期大学を含む）及び高等専門学校並びに専修学校の高等課程又は専門課程の生徒及び学生

(2) 上記(1)と同等の教育課程を有するとして認められた教育施設の生徒及び学生

- 3 第10条に定める認定教育機関として登録をした法人賛助会員は、別途認定教育機関新規登録料100万円並びに年間登録料10万円を支払うものとする。ただし、平成28年8月4日改定(平成28年10月1日施行)前の本規程に則り、法人賛助会員入会時に入会金(100万円)を支払っている場合は認定教育機関新規登録料を免除する。
- 4 年会費及び年間登録料の計算期間は1年とし、毎年1年分を先払いするものとする。
- 5 本規程に定める入会金及び年会費は、常務理事会が別に定める会費等納入に関する細則に基づき、納入するものとする。
- 6 協会は、常務理事会の議決により、一般会員又は資格認定会員であつて、大規模自然災害に被災した等、第1項に定める入会金及び会費等の納入が困難であると認められる者に対して、それらの全部又は一部の延納、免除を認めることができる。
- 7 特別の費用を必要とし、理事会の議決により臨時会費を徴収することが決定された場合には、会員は臨時会費を納入しなければならない。

(会員への告知)

第5条 協会の会員への告知は、原則として協会が発行する会報又は電磁的方法にて行うものとする。

## 第2章 一般会員並びに資格認定会員

(定義)

第6条 一般会員並びに資格認定会員は、協会の定款に定められた目的と事業内容を認識し、協会運営の基盤を支えるとともに、ファイナンシャル・プランニングを通して社会全体の利益の増進に寄与する事業の推進者又はその理解者である。

(資格認定会員の資格更新)

第7条 資格認定会員は、別に定める継続教育規程に従い所定の継続教育を履修するとともに、本規程第4条に規定された会費を納入したとき、会員資格を更新し継続することができる。

- 2 資格認定会員は継続教育の履修が満たされず資格認定会員の資格更新ができなかった場合は、CFP®認定者はAFP認定者へ、AFP認定者は一般会員へ移行するものとする。
- 3 協会は、常務理事会の議決により、資格認定会員であつて、大規模自然災害に被災した等、協会が定める資格更新期間内に資格更新手続を完了させることが困難であると認められる者に対して、資格更新期間の延長、資格更新要件の全部又は一部の免除を認めることができる。

(会員種別の変更)

第8条 一般会員は、協会が定める所定の手続きを経て資格認定会員へ会員種別の変更を行うことができる。

- 2 資格認定会員は、自らの希望により一般会員へ会員種別の変更を行うことができる。

### 第3章 法人賛助会員

(定義)

第9条 法人賛助会員は、協会の目的に賛同した企業及び団体で常務理事会が認めた者とする。

(認定教育機関)

第10条 法人賛助会員は、別に定める認定研修規程の要件を満たした場合、本規程第4条に規定された年間登録料を納入することにより、認定教育機関として登録することができる。

- 2 認定教育機関として登録した法人賛助会員は、認定研修規程に従い、協会認定のファイナンシャル・プランナー認定研修を実施することができる。
- 3 認定教育機関として登録した法人賛助会員は、第1項の要件を満たした場合、認定教育機関の登録を更新することができる。

(法人賛助会員資格の喪失)

第11条 法人賛助会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 定款第9条の規定に該当したとき。
- (2) 本規程第3条2項に違反したとき。

### 第4章 補則

(規程の変更)

第12条 この規程は、理事会の議決によって変更することができる。変更後の規程は第5条の規定により、会員へ告知する。

### 附 則

- 1 この規程は、平成13年9月1日から適用する。
- 2 平成15年3月27日改定、平成15年4月1日実施。
- 3 平成16年11月4日改定、実施。
- 4 平成19年8月2日改定、実施。  
ただし、第4条第2項については平成20年4月1日から適用する。
- 5 平成21年11月19日改定、平成22年4月1日実施。
- 6 平成24年3月15日改定、平成24年7月1日施行。
- 7 平成28年8月4日改定、平成28年10月1日施行。
- 8 2020年5月8日改定、2020年7月1日施行。
- 9 2024年11月12日改定、実施。